

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 下関市 (35201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 内日地区 (一ノ瀬集落、赤田代集落、音無集落、亀ヶ原集落、上江後集落、下江後集落、広瀬集落、入野集落、西山瀬集落、東山瀬集落、石畑集落、中村集落、田屋集落、堀ノ内集落、大頭集落、西河原集落、東河原集落、梅本集落、稲野集落、寺秋集落、植田集落、善朱庵集落、宮本集落、金子集落、高地集落、門前・出の口集落(一部)) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年1月17日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、鬼ヶ城をはじめとする、竜王山等の山々に囲まれた盆地で、盆地特有の地形と豊かな水源を生かした稲作が盛んな地域である。旧下関市の北端に水田が広がる中山間地域であり、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物だけでなく、いちごやキャベツ等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

地域内の担い手のうち、法人は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積して、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物の経営を行い、農地の維持管理に取り組んでいる。また個人の認定農業者と担い手は水稻や野菜を主体とした経営を行っている。

今後、離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人や地域の担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】
農業者:311人(うち69歳以下83人)、団体経営体(法人、集落営農組織等)5経営体
主な作物:水稻、麦、大豆、いちご、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備実施後の内日東地区においては、(農)うつい、(合)こいなか、(株)NISSHOAGRIの3法人に集約化を進め、内日第1地区においては、(農)うつい及び(株)NISSHOAGRIの2法人に集約化を進め、内日北第2地区においては、(農)うつい、(合)こいなか、(株)NISSHOAGRIの3法人に集約化を進める。また、他の内日地区については、(農)内日三町生産組合、(農)江後及び(農)うついを中心に集約化を進める。

また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 402.1 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 401.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農業を担う者が耕作する農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| <p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>内日地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、引き続き地区内で協議の場を設け、認定農業者である法人を中心に農地の集約化を図っていく。</p> <p>ほ場整備が実施されている内日東地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)うつい、(合)こいなか、(株)NISSHOAGRIに農地の集約化を図っていく。</p> <p>また、ほ場整備実施予定の内日北第1地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)うつい及び(株)NISSHOAGRIに集約化を図り、内日北第2地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)うつい、(合)こいなか、(株)NISSHOAGRIに農地の集約化を図っていく。</p> |
| <p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。</p> |
| <p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、内日東地区、内日北第1地区及び内日北第2地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、基盤整備事業の付帯事業を活用し、侵入防止柵の設置にも取り組む。</p> <p>基盤整備事業実施地区において、パイプラインの新設や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p> |
| <p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>積極的に地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p> <p>後継者不足や経営規模拡大による労働力不足を解消するため、農福連携に取り組み、新たな働き手の確保に努める。</p> |
| <p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できるヘリ防除作業や水稻育苗は、山口県農業協同組合への委託を活用する。</p> |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの日撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農業の導入を進める。

⑩新規・特産化作物の導入方針については、米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産が必要であり、関係機関と協議の上、地区の気候等にあった作物を決定し、生産に取り組む。

低コスト化を図ると同時に、安定した反収を確保できるよう、肥培管理等の再確認を行い、安定した収量と収益を確保するよう努める。また、米の品質向上を目指す。

地域内の耕作放棄地の解消に努める。